

日米半導体交渉をめぐる政治経済過程の研究

— 戦後日米通商交渉の転換点に関する経済安全保障の観点からの一考察 —

古 田 雅 雄

目次

はじめに

- 一. 経済安全保障の視座
 - 二. 一九七〇年から一九九〇年代にかけての日米経済摩擦の概要
 - 三. 日米半導体摩擦の経緯
 - 四. 米国の強硬態度、日本の防御姿勢
 - 五. 交渉成立後
 - 六. 日米通商紛争の新展開
 - 七. 冷戦後の日米政治経済関係
 - 八. 評 価
- むすびに代えて

はじめに

第二次世界大戦後、日米貿易の歴史は日米通商摩擦のそれと言い換えることができる。日米両国は国際政治上、

軍事上では同盟関係を一貫して良好に続けてきたとはいえ、経済関係、とくに通商関係においてはライバルの立場としてお互いにしのぎを削ってきた歴史を共有している。そこには両国のそれぞれの利害を最大化しようとする姿勢がにじみ出ている。

ただ、三点について注意を促したい。第一点は、個々の交渉ごとに自国と相手国との各利害の妥当性にまで調整できたかどうか、ということである。第二点は、第一点に臨む際に関係当事者が個別課題にどう取り組むかという以前に、経済安全保障の観点から、全体的、将来的な姿勢や方針を示せるかどうか、ということである。通商関係の基本的な思想を単純化すれば、結局、通商交渉の出発点を自由貿易からか、あるいは保護貿易からかのいずれを採用して臨むか、ということになる。もちろん、一方だけの要求が完全に成立することはありえない。関係する当事国が歩み寄ることで交渉は成立する（または不成立の）はずであろう。第三点は、経済問題を論じているが、実は、交渉は政治的な解決を図らなければならないことが多々あることも念頭におく必要がある。

現在、環太平洋経済パートナーシップ協定（TPP）にむけて、各国による交渉が開始され、農業や工業の関税を完全に撤廃するのみならず、これは金融、労働、環境、衛生など広範囲にわたり外国企業の参入障壁の撤廃をめざす国際協定である。九か国が参加し交渉中である。日本もこの交渉への参加を検討している。しかし、このTPPの交渉に参加することは、一般に考えられるより、日本にとって貿易・経済交渉を制約することになりかねない、とする反対論がある。

TPPへの参加によって、アジア太平洋地域の新興国の成長を取り込めるという計算がある、と賛成論者は説明する。TPP交渉に参加する九か国と日本を加えた一〇か国の経済規模では、米国約七〇%、日本約二〇%、オーストリア約四%、残り七か国約四%である。この数字では日本企業が輸出できるアジア市場はそれほどの規模では

ない。日本が参加した場合を想定したとしても、日米で約九〇%を占める。中国もインドも韓国も参加せずその予定もない。日本が輸出できる市場は米国だけである。したがって、TPPは日米貿易協定でしかない、と言えるであろう。

米国は、この協定が本格化した二〇一一年ごろ、失業率が高く、不況状態にあり、オバマ政権は、貿易赤字を削減するため、二〇一四年までに輸出を倍増する戦略を言明していた。この戦略では、一ドル七〇円程度の円高・ドル安でないとその目標を達成されそうにない。米国はドル安を望んでおり、その後実際に円高・ドル安が進行了した。

米国の関税は、例えば自動車の関税では二・五%と低く、そのため関税撤廃の効果などは円高が進めば意味はなくなる。TPPに参加する米国の意図は、TPPを通じて、米国製品・サービスが日本市場にもっと輸出されることである〔中野、二〇一七〕。

一方、二〇一二年一月米国と韓国の自由貿易協定（FTA）が発効した。韓国はTPPに参加しないが、米国と自由貿易協定を結んだ。両国にとって、この協定は最大規模の自由貿易協定である。オバマ大統領は、「このFTAにより国内で七万人の雇用が創出され、米国製品の輸出が年間一一〇億ドル程度増える」と成果を強調した。米国は輸出倍増で景気低迷から脱却をめざし、韓国は米国との関係強化と貿易拡大で今後の活路を見出そうとするし、両国とも将来を見据えた国家戦略を立案し、それを実現する意図をもっている。では、日本はどうであろうか。日本の国家戦略、とりわけ通商外交において具体的な指針を掲げ、他国（特に米国）を説得することができるのであろうか。

図表1にあるように、日米貿易交渉とそれによる紛争・摩擦は第二次世界大戦後、様々な形で生じてきた。一九

五〇年代から一九七〇年代後半にかけて、対米輸出増にともなう貿易摩擦が発生してきた「NHK取材班、一九九六参照」。

本論は、日本が敗戦後の自由貿易体制にあつて「保護主義」を容認されていた時代から、経済大国に突き進む一九七〇年代から一九八〇年代にかけての時期に、日米両国の国益が衝突した半導体の日米通商交渉、その後冷戦終結を挟んで日米構造問題協議から日本の国際政治経済上の位置づけの変化を検証することを目的としたい。長期的に考察すれば、日米による市場開放と自国利益擁護の争いは現在も続いている。TPPの日米交渉にもそのことは観察できる。

特に半導体は軍事戦略上の重要性があるだけに、米政府にとって、自国の国防上の安全保障に関わる軍事製品を他国（この場合、日本）に依存することを回避させたいという、単に通商上だけでなく軍事上の国益が絡む国際政治の問題でもあつた「桑田、一九九〇・九五」。米国通商拡大法二三二条は「国防条項」と呼ばれる。米国の輸入品が国防上、自国の安全を脅かす場合には、大統領はその脅威がなくなるまで輸入制限などの対抗措置を採用できる【石川、一九九五・六】。

一．経済安全保障の視座

（一）経済安全保障についての留意事項

伝統的に経済と軍事の安全保障の関係では、前者が後者に従うのが通常であると理解される。安全保障は国際政治の方針・実践に関係する事柄である。政治上、軍事上の安全保障を成功させるためには経済的次元が不可欠である。政治・軍事と経済の両方の間で相互に影響しあうので、両者の、明らかな分離はどのような場合でも困難であ

図表 1：戦後日米貿易摩擦の歴史（1970年代～1990年代）

年	貿易摩擦	概 要	結 果
1969～1972	日米繊維交渉	1960年代から1970年初期にかけて繊維をめぐる貿易摩擦が問題化。1970年日米繊維交渉開始。	1972年日米繊維協定調印。日本側は繊維製品の輸出自主規制を受け入れる。
1969～1974	鉄鋼摩擦	1968年米鉄鋼業界が米政権に日本への輸入制限措置を求める。	1969年米と日欧で自主輸出規制協定
1969～1977	カラーテレビ摩擦	1971年日本メーカーのダンピング認定。	1977年市場維持協定締結。対米輸出台数が年間175万台に制限。
1975～1992	対米自動車輸出自主規制	1970年代日本製小型自動車の対米輸出急増。	1981年日本は自動車の対米輸出規制を表明。1992年日本は米国製自動車部品の対日輸出増・販売増の計画。
1977～1988	日米牛肉・オレンジ交渉	1977年第1次牛肉・オレンジ交渉。1983年第2次交渉。1988年第3次交渉（最終合意）。	1978年数量合意（83年度牛肉3万トン、オレンジ8万トン）。第2次交渉では88年までに牛肉6,900トンずつ増加。第3次交渉では輸入割当撤廃、税率段階的に引き下げ。
1985～1986	市場重視型分野別（MOSS）協議	1985年特定分野（エレクトロニクス、電気通信、医薬品・医療機器、林産物等）の日本市場アクセスに対する障害を協議開始。	1986年で機器通信サービス市場の一部自由化、木材製品及びコンピュータ部品の関税撤廃等に合意。
1985～1991	日米半導体摩擦	1981年日本の半導体製品が世界シェアの70%になった。1985年日米半導体協議開始。	1986年第1次日米半導体協定締結。1991年第2次日米半導体協定締結。いずれも日本における外国系半導体の市場参入機会拡大、ダンピング防止等。
1987～1990	日米スーパーコンピュータ問題	1987年米国は日本のスーパーコンピュータ市場において不公平な競争を強いられているし、スーパー 301条の対象とする。	1989～90年4回の専門家会合で政府調達手続き措置の導入、苦情処理機関設置等で決着。
1989～1990	日米構造問題協議	1989年日米の国際収支不均衡の削減に向けた日米双方の努力及び措置に関する双方向の協議開始。	1990年最終報告発表。日本側は貯蓄・投資パターン、流通（大店法改正等）、排他的取引慣行、系列関係、価格メカニズムに対する措置を講じる。米国側は貯蓄・投資パターン、企業の投資活動と生産力、企業活動、政府規制、研究・開発、輸出振興、労働力の教育及び訓練に対する措置を講じる。
1993～1996	日米保険協議	1993年日米包括経済協議の枠組みの優先分野の1つとして協議開始。	1994年3月日本側の自主的措置を発表。同年10月合意。1995～96年協議、補足措置を決定。

る [Sheehan, 2005: 65; Brooks, Wohlforth, 2008: 68]。

国家の経済安全保障に関する行動から三つの特徴を引き出せる [Brawley, 2004: 97-98]。

第一は意図 (intention) である。意図は現実の政策形成に大きく影響する。例えば、日米関係において、米国は日本との同盟関係を破綻させてまで自国の立場のみを主張しないが、経済関係においても自国の意図は自国の経済状態に見合った形で要求をする。

第二は戦略 (strategy) である。経済戦略は国内成長率を高める傾向がある。貿易と投資の政策は経済成長に役立っている。通常、国家は最先端技術を進展させ、相対的に強い経済力を享受し続けようとする。

第三は時間 (period) である。時間という要素を入れることで、経済資源のマネージメントに決定的要素が導入できる。ある時点でのパワーの分配だけを考えると、国際システム内の相互作用の配置を評価できそうもない。その考え方は経済安全保障について考える場合、一時的説明はできるが、それだけでは不完全である。時間の制約を考慮しなくてよいなら、どのような行動も古いタイプの勢力均衡理論で一貫して主張できる。適切な時間の枠組みがうまく特定されないなら、過去において行動の予想、提供される政策の評価のための道具としてはあまり有用でないかもしれない。また、政策形成者がパワーを最大化するにちがいない時間・機会を意識しないなら、パワーの使用は意味がなくなることになる。

B・ブザンを中心とするコペンハーゲン学派は、経済安全保障研究において注意すべきいくつかの点を指摘する [Buzan, 1998: 115-116]。

第一に市場関係における、固有の不安定さがつきまとうこと、第二に経済単位の手段的な質の問題、つまり経済分野だけでは議論ができず他分野 (例…二国間や多国間の国際政治関係など) がともなわれることである。経済安

全保障のアジェンダは、経済活動それ自身の安定性を求めるために他分野との関係を考慮しなければならない。

では、経済安全保障のアジェンダを考察する際に、四つの効果や影響を考えなければならない。

一・生産物の流通 (mobilization) を自らに益するため能力を維持する国家がもつ許容量。

これは生産のグローバル化によって影響される。例えば、それはある国家が低品質、高価格の国産の武器を選択するか、または高品質、低価格の海外生産の武器を選択するか、という問題である。ただ、自由主義的な国際経済秩序のもとでは供給の安定性は生産能力をもつ供給者が有利な立場にある市場である場合、それによって保証されるかどうかという点も関わってくる。自由貿易を承認する政府はそう簡単にコントロールできそうにない。

二・一と論理で供給の安全保障についての関心をもつことに適用。

政治目的に利用されるグローバル市場（とりわけ希少な資源や技術）内での経済的依存の可能性は、供給者が有利な市場と同様にすべての商品で余剰生産能力の有無によって決定されてしまう。つまり、希少な資源・技術の争奪戦が生じる。

三・グローバル市場において、「勝者」より多くの「敗者」を生み出す不平等感の有無。

これは基本的な人間の欲求を満足させなくする。それに代わって、「勝者」と「敗者」がそれぞれ要求する経済システムの政治的帰結がもたらされる。それぞれの立場が自分たちに少なくとも不利にならないように経済関係を政治的に解釈しようとする。

四・大量破壊兵器、ドラッグ、環境破壊などの全世界的な争点。

これは経済的争点というよりも社会的、政治的、軍事的、環境的な人間の安全保障と関連してくる。だから、ブザンらは、国際経済が危機に陥る恐怖だけが本来の経済安全保障の対象である、と説明する。もつとも、私見によ

れば、国際経済危機の解決も経済安全保障だけの分野だけで解決できずに国内政治や国際政治に密接に関わるはずである。

経済安全保障に関する議論について、重商主義 (mercantilism)、『経済自由主義 (economic liberalism)』、『社会主義 (socialism)』の三つの見解に分類する [Buzan, 1998: 95-117; Jackson・Sorensen, 2003: 178-192; Sheehan, 2005: 66-68]。

重商主義と社会主義の両方は経済ナショナリズムの立場にある。経済自由主義は国際主義の立場を代表する。

重商主義はまず政治を優先し、その意味では国家を重要なアクターとみなしている。国家が企業と市場の作動にとって重要な経済安全保障の役割を担っている。その役割は経済領域の条件と、自国の通商が効率よく機能できる環境を整備することである。

経済自由主義は第一に経済を最優先することに主眼をおき、国家権力が市場に介入しないようにしておくことをことさらに重視する。だから、国家は最小限の役割しか果たさないでよいと考える。治安と国防を保障すること、必要最少範囲内で市場を側面援助すること、である。

社会主義は経済が社会的、政治的な現実を規定する、と考える。したがって、国家は社会的、政治的な正義と平等の達成に方向づけるため、積極的に経済システムをコントロールし組織化する。

(二) 日米半導体交渉の軍事的側面

経済安全保障は幅広い概念を有している。この概念を解釈・操作する、様々なアプローチがある。そのアプローチは経済安全保障が通常の安全保障の分析の一部に位置づけられるので、多様なアプローチがある。そのひとつである伝統的なアプローチは経済争点を軍事上の安全保障に結びつける見解である。

日米半導体交渉過程は日米貿易関係として経済摩擦問題であると捉える場合がほとんどである。しかしその際、二点のことに注意しなければならない。

第一に経済安全保障は国内外の政治（または政策）の問題につながっている。次に、半導体技術は軍事・国防問題に直結する。半導体は、経済上の製品であると同時に、軍事上の先端最新技術であり、国家の軍事上の安全保障と密接に関わっており、その意味するところは自国の国際政治上、国防上の不可欠な技術であることである。それは他国の技術に依存したくない事情を考慮しなければならない。最新の軍事技術は自国企業で生産させるのが国防上の安全保障にかなっている。日米経済摩擦は、経済で当時「敗北」した米国企業が米国政権を通じて日本側に政治的圧力を行使した結果でもある。だから、それは「経済摩擦」だけでなく、「政治摩擦」でもある〔石川、一九九五：第一部一一〕。

世界をリードする経済力と経済能力は軍事能力を定義づける。なかでも、現代の軍事力の基礎は最先端の軍事技術をいかに確保できるかである。巨大な兵力だけを所持することだけでは十分とは言えなくなっている。軍隊による軍事的効果や政治的有用性は先端科学技術を所持するか否かで決定する。軍事上の効用性は技術の開発とその質が問われることを意味する。例えば、日本の先端のハイテク技術に依存することは、自国の安全保障上極めて不安定要素を抱えることになる。それは国防上の安全保障において死活問題を意味する。したがって、「経済安全保障のジレンマ」に陥る。言い換えれば、ある国は自らが直面する脅威において他国に技術を依存する運命にある、と見える。自国の先端軍事システムは先進技術立国との協議・提携・協力を否応なく強いられること意味するからである。その結果、自国の主導権が著しく低下する〔Sheehan, 2005: 71〕。防衛を決定するハイテク産業が衰退し、その技術を外国企業に依存しなければならないのは米国側の弱点を露呈することにもなる。

国家は防衛産業を支援することでその弱点を克服しようとするが、防衛産業部門への支援を低下すれば、他国との経済的、技術的な競争力を弱体化させるかもしれない。国家的プログラムである製品（例：国防先端技術製品）は、自国の軍事上の安全保障において、政府の支配下にあるべきで、国際経済競争にはなじまない製品・技術であるかもしれない [Sheehan, 2003: 71]。

(三) 地経済的視点

冷戦終了前後に登場した経済と軍事・政治の安全保障に関係する視点がある。それは地経済的な立場から「経済的アジェンダ」として記述される場合がある。政府は、それを経済成長や国民福利に資する条件とは考えず、経済的能力を国家に有用な政策手段と軍事力として活用することを優先する。確かに、冷戦期には軍事的対決、軍拡競争、軍事上の安全保障優先によって特徴づけられた、いわばゼロ・サムの外交観である。冷戦後、多くのリアリストは、軍事的脅威・対決で明らかかなその削減に直面し、その分を経済領域に考え方を移行している。単純化して地経済的な立場で述べれば、経済を軍事に代替しただけのことである。

S・ハンチントンは、大国間の軍事紛争が起こりうる世界において、経済力が国家の優位を決する重要な要因になる、と述べている[「ハンチントン、一九九八・ハンチントン、二〇〇〇」。軍事対決が不在となれば、経済的規準が国際社会で当該国の序列を決定する。つまり、いわば経済競争は他の手段による「戦争」とみなされる。ハンチントンは日米貿易を例にして自説を展開する。日本の戦略は経済競争という戦略を基本方針とする。日本は戦略や行動すべてに日米間の対立を想定している、と論じる。地経済的視点では、貿易赤字は望まれない。なぜなら、それは国内の雇用への影響のためでなく、国家が商品や金融の輸入に依存するからである。したがって、対外的な脅威に

は弱点となるからである [Sheehan, 2005: 71]。

国家は他国の軍事力に対して自国の軍事力を測定しなければならない。そして他国が支配する資源・技術に依存する度合いを最小化しておきたい。なぜなら、この論理によれば、自国の運命が他国との経済的な関係に束縛されるのでは、国家は自国の独立性を危うくするのでそのことを回避したい、と考えるのは当然である。その点では、国家は国際関係の帰結を予測できそうにないため、実際、現実的ではないにしても、経済的な相互依存を歓迎すべきではない。しかし、それが現在では不可能なので、可能なかぎり主導権を確保しておきたい。グローバル市場と需要・供給の経済的依存にとりわけ関心をもたせる。

地経済的思考には、貿易がゼロ・サムの関係を進捗するし、他国に対して自国の相対的凋落という「脅威」に関連する要因を強調する。国際政治との関係において、経済的対決・保護の推進は国家の安全保障を左右する。それは重要な政策上の意味をもつ [Sheehan, 2005: 72]。

冷戦終了の結果は経済自由主義による世界支配をもたらしたようになった。これはグローバル経済を特徴づける世界を徐々に形成してきた。国際社会は、商品、資本、サービス、人々の移動を可能にするためだけに制約をなくす状況の達成を促進してきた。予見可能な将来像として、何が経済安全保障であるかの論争を、そして安全保障の幅広い意味の場所を支配するのは、経済自由主義的なアジェンダである。自由主義的視点からすれば、その強調すべきは制約をなくした、ひとつになったグローバル市場が達成されることである。安全保障の幅広いアプローチの文脈において、経済的安全保障の概念は、安全保障の文脈内での分析のために、国際関係の解明すべき分野に適用される [Sheehan, 2005: 67]。

二、一九七〇年代から一九九〇年代にかけての日米経済摩擦の概要

一九七〇年代米国経済は、ベトナム戦争による巨額の出費、西側諸国の経済力の成長によって、米国の国際競争力が相対的に低下した結果、一九七一年八月ニクソン政権はドルと金の交換停止措置（いわゆるドル防衛）を発表した。外国為替レートは固定相場制から変動相場制に移行し、その結果円高が進行した。当時、米国は日本国内への輸出制限の撤廃を要求し始めた。日本政府は輸出・投資の自由化を促進するが、円高は日本の輸出産業に打撃を与えた。しかし、企業努力もあつて国際競争力を回復させたばかりか、一九七〇年代初頭日本は国民総生産（GNP）では英国、西ドイツ、フランスを追い抜いた。一九七〇年代の二回の石油危機による原油価格の上昇も省エネルギーで克服し、さらに国際競争力を強化した。一九八〇年代米国経済は悪化する。レーガン政権の経済政策は米国内に消費経済（＝借金経済）を選択させた。その結果、米国は財政と貿易の双子の赤字を抱え込むことになる。その対外負債の大部分は日本への債務であった。

一九八〇年代前半レーガン政権は大幅な減税措置を採用し、それによって景気浮揚を企図したが、財政と貿易の双子の赤字をいっそう膨らませる結果となった。財政赤字が拡大する中、米国民は貯蓄を超えた資金需要を発生させ、財政を外国からの借金で賄うことになった。同時期日本は財政を厳しく抑制したため、需要が抑えられて国内の貯蓄が十分に活用されずにその資金が米国に流出した。その結果、一九八〇年代半ば日本は世界最大の債権国となった。

一九八〇年代後半の日米貿易摩擦は半導体をめぐる貿易問題を典型例とする。一九八六年日本の半導体販売は世界の半導体市場においてトップになった。一九八六年日米半導体協定では、米国製品の参入、日本製品の輸出価格

の自主規制・監視が争点となった。日本側は五〇〇億ドルを超える貿易黒字と円高のため、日米協議において、日本側の努力（目標）を盛り込んだ協定に合意した。

一九八六年日米両政府は半導体協定を締結するが、注目すべきは単に対米輸出規制だけでなく、日本への米国からの輸出も問題視された。米国は日本への市場開放を要求する。他分野（工作機械、電気通信機器など）でも、日米経済関係で対立が生じた。米国は金融市場での自由化を要求した。米国は、それまでの要求と異なり、日本の市場開放を構造的な形で要求し始めた。その背景には一九八〇年代を通じて、日本は大幅な貿易黒字を達成し、米国は大幅な赤字を経験した事情がある。これは日米間の貿易問題だけではなかった。これは自国の経済的な国益をどのように捉えるかという本質的な姿勢のちがいを示すことになる。日米半導体交渉は日米通商関係の転換点となったのである〔大屋根、二〇〇一・第四、五、七、九章参照〕。

日米経済の差は日米間の貿易不均衡を生じさせ、米国は日本に構造改革を要求し、一九八九年から一九九〇年にかけて協議がなされることが度々あった。米国は貿易促進や市場開放という貿易摩擦となる原因だけでなく、日本の土地・流通・生活環境の改善などまで広範囲の論点を採り上げた。日本流の経済運営は貿易の不均衡を生むと同時に、米国企業の日本進出を阻むと見なされた。また、米国は構造協議によって政策転換を求める世論を喚起する効果も狙った。米国は、その企図を日米二国間だけにとどまらず、自国の立場を護ることを主張した。

米国政府は日本の輸入数値目標の設定や貿易黒字のGNP比率二%以下を提示し具体的な成果を要求した。日本政府は数値設定が「管理貿易」であり自由貿易に反するとし、具体的数値を明示することを拒否した。実際に努力目標が達成目標となり、協定を遵守しなかったことへの報復として、他分野（小型コンピュータ、カラーテレビ、電動工具など）の関税引き上げを招く経緯があった。いわゆる「たすきがけ報復」である。米国議会は対日貿易に

通商法三〇一条（スーパ一三〇一条^①）を適用し、一方的な措置を強行しようとした。

日米両国間の対立は貿易での不協和音だけでなく、政治・外交・安全保障の分野でも生じることもあった。経済的要因が国際関係に大きな要素となるなら、日米の政治経済関係は変質せざるをえなくなった。つまり、従来、戦後日米貿易摩擦が生じると、米国が日本に要求し、日本がそれを拒否し、その後妥協を図るといふシナリオで経済的な紛争を処理してきた。それが変更せざるをえなくなったのである。

三、日米半導体摩擦の経緯

（一）日本の半導体業界事情と米国内事情の乖離

半導体は一九五〇年代に米国で開発され、軍事・宇宙などの分野での米国の優位を象徴とする技術である。

米国側の認識によれば、日本の半導体産業は日本政府による援助により発展した「タイソン、一九九三：第四章参照」。一九七〇年代中期以降、日本の半導体市場は公的に保護されてきた。例えば、外国人による日本企業の株式取得制限、高関税・輸入枠、認可・許可・登録の義務づけなどである。それだけでなく、日本政府は積極的に特定業界を助成し、産業界と共同開発などで公的資金援助を行っていた。また、企業同士の共同出資も実施していた。とりわけ、日本政府の育成・保護政策は、DRAM市場では有効な効果をもたらした。

日本は米国よりも半導体の技術開発が遅れたが、一九七〇年代後半には生産において米国に迫り、一九七八年には半導体貿易における米国の対日収支が二九〇〇万ドルと初めて赤字になった。米国の半導体業界内の対日強硬派六社は一九七七年に米国半導体工業会（SIA）を設立し、日本の輸入障壁や政府補助金問題を取り上げて批判を行い、通商代表部（USTR）に懸念を表明した。しかし当初、米国政府は消極的な対応であった。一九八六年半

半導体メーカーの世界売上高ランキングにおいて、第一位NEC、第二位東芝、第三位日立製作所が占める事態に至った。

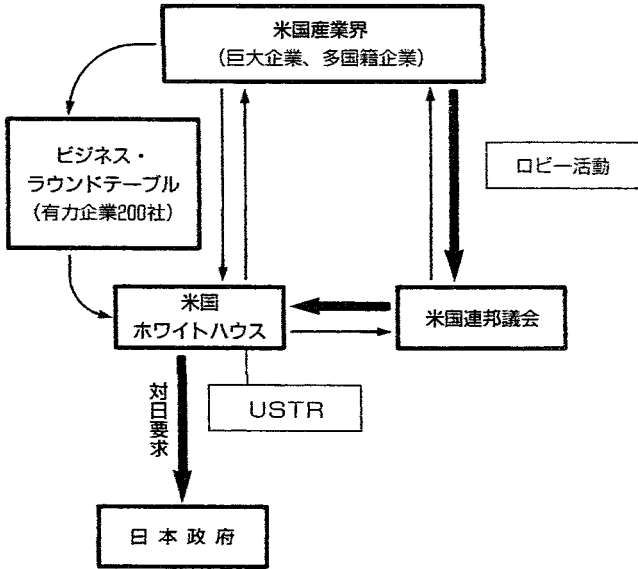
半導体は米国の全産業を支えるだけでなく、安全保障上の関心もある製品である。米国の国防総省は半導体を日本企業に依存すれば、安全保障上の足枷になるとし、一九七九年から「超高速集積回路開発（VHSIC）計画」に三億ドルを投入していた。半導体貿易収支の逆転などを契機に対日摩擦が激化し政治問題化してくる「フクシマ、一九九二・二一九一・二二」。一九八五年SIAは米国議会合同経済委員会において、日本市場の閉鎖性を批判する報告書を提出した。米国の半導体が欧州市場では大きなシェアをもつのに、日本市場ではわずかなシェアしかない不公平性を激しく非難した。同年米国下院は米国製半導体の日本市場への参入を求める法案を可決した。選挙を意識するため米国議会議員は自分たちの都合のよい論理で対日批判を繰り返す。また、米国企業側から日本企業への提訴も相次いだ。これらは米国民の日米貿易への不公平感を感じさせる。

当時日本側は事態の原因が米国側の事実誤認であり、通商法三〇一条適用を不合理とみなしていた。半導体貿易は関税が撤廃されており、輸入障壁も不在なので、政府間交渉にはなじまないとみなしていた。ただ、日本政府（特に当時の通産省）は日米関係の観点から交渉の場に取り組んだのである〔黒田、一九八九：第四章参照〕。

米国の通商政策を決定するメカニズムは、外国との通商政策を規制する権限をもつ米国議会〔Elowitz, 1993: 88〕の「保護主義的な色彩」と米国産業界、特に多国籍企業に掌握されている、と言われる。それは産軍複合体を形成し、経済的利益を軍事産業に求める傾向がある〔宮田、二〇〇六：I参照〕。その構造は日本の民間需要を中心とする産業界とは異なる性格である〔石川、一九九五：第一部四〕。

米国政府は経済自由主義の立場にあるようだが、米国議会には保護主義的な色彩が濃厚であり、日本側に厳しい

図表 2 : 米国の産業・政府・議会複合体の関係



出典：石川、1995年：42

態度で臨む。とりわけ議会議員・候補者の選挙区にそういった利害関係者・企業・有権者がいる場合、米国議員はその利益代表者として行動する。そうすると貿易摩擦が生じた場合、米国政府は米国議会の対日批判や対日保護立法を抑制できなくなる論法で、個々のケースにおいて日本側に譲歩を要求してきた。その結果、米国議会の要求を受け入れてきたのである。これは日米経済摩擦↓米側からの要求↓日本側の譲歩という構図であった。この構図は個々の経済摩擦だけでなく、政治・軍事にまでの日米関係にも適用できる「古田、二〇〇三参照」。

産軍複合体の中核的存在である多国籍企業が巨大なパワーで時の議会と政権に自己に最も有利な政策を提案し圧力を行使する。その関係を簡単に説明すれば、図表2のような構図で示される。

米国はすでに冷戦前から国際競争力を喪失しつつあった。それでも、軍事経済的色彩の強い産業界・政府・議会の複合体は連携して競争相手国に対して巻き返しの意図をもっている「石川、一九九五・四二―四三」。

その利益代表者として行動する。そうすると貿易摩擦が生じた場合、米国政府は米国議会の対日批判や対日保護立法を抑制できなくなる論法で、個々のケースにおいて日本側に譲歩を要求してきた。その結果、米国議会の要求を受け入れてきたのである。これは日米経済摩擦↓米側からの要求↓日本側の譲歩という構図であった。この構図は個々の経済摩擦だけでなく、政治・軍事にまでの日米関係にも適用できる「古田、二〇〇三参照」。

(二) 米国政府の意図と行動

一九八五年一月日米首脳会議では、日米間の経常収支の不均衡を是正するためには輸出規制よりも輸入拡大が重要であるとの合意が形成された〔経済社会総合研究所、第四章第五節・関下、一九九六・第二章参照〕。「特に重要な分野における特別に緊急な努力」の具体化策として、電気通信、医薬品・医療機器、エレクトロニクス、林産業の四分野に関する「市場重視型個別分野 (Market-Oriented, Sector-Selective Talks: MOSS) が設置された。同年九月報告書において、日本市場の開放に関する改善措置が新たな市場への参入機会の提供が確認された。

MOS S協議は、米国の貿易赤字がレーガン政権によるドル高によるという非難に対して、その原因が日本市場の閉鎖性にあるとする、米国政権にとっては都合のよい論理を採択した。米国側は、「米国が競争力をもちながら対日輸出が増加しない」のは日本市場の閉鎖性と主張し続けた。要するに、米国は実力がありながら、対日輸出が増加しないのは日本側に不公平な扱いを受けているためである、と根拠づけようとする。

一九八五年夏ごろレーガン大統領は自由貿易の立場から新しい通商政策〔「通商政策行動計画」〕に方針転換した。この政策は「不公正」な貿易摩擦の解消をめざし、そのための省庁間からなる「攻撃部隊 (strike force)」を設置した。その設置は、米国内では交渉担当者であるUSTRへの圧力となり、同時に日本政府への強い警告となった。

米国側が採用した戦術は各分野において米国の個別成果を段階的に追加して、政府権限がその時点でおよぶ範囲でひとつずつ日本側から改善(≡米国側の利益)を勝ち取る「積み上げ方式」であった。実際に一九八六年にはさきの四分野に輸送機器(自動車部品)が加えられた。日米半導体交渉はこのような米国側の一貫した意図のもとでの一分野であった。その後、米国側は一点突破から全面展開を企てる方針に変更する。すなわち、一九八九年日米構造協議(Structural Impediments Initiative: SII)では、分野別から一括した形で日米間交渉が開始され、政府間

交渉に適さないテーマまで協議の対象となる（例…日本の貯蓄投資、商慣行等）。

その事態の変化に日本側はどうか対応できたであろうか。半導体交渉においては、日本側担当者は与党自民党の有力政治家でなく通産省（当時）の官僚が担当した。通産省は半導体分野でダンピング提訴の形で個々の事例を狙い撃ちされるより、日米間で「公正な価格」を決定したほうがリスクを減らせる、と消極的に判断した。ただ、通産省も米国側も半導体業界では激しい変化があり、そう簡単に半導体分野をコントロールできないことへの認識がなかった。だから、米国側の期待した通産省による行政指導は米国の企図する効果をもたらすかどうかは「空手形」であり、それ自体が不透明であった。

（三）「秘密文書」をめぐる日米間の思惑のちがひ

一九八五年日米半導体交渉では、日米両国の担当者間で激しい攻防が一年続き、一九八六年九月日米両政府は協定に調印した。結果、日本政府は国内市場で外国製半導体の販売に協力することになった。日米半導体協定は以下の骨子で締結された「経済社会総合研究所、第一部第四章第四節」。

① 日本市場における外国系半導体の市場参入機会を拡大する。

② 日本政府は、ダンピングを事前に防止するため、米国及び第三国向けに輸出される半導体の輸出価格等をモニタリングする。

③ 米国政府は進行中の反ダンピング調査を中断する。

米国側は日米半導体協定を米国議会の保護主義的な圧力を利用して、日本側に一方的に要求を突き付ける手法で自分たちに有利に展開させようとした。

この協定には「秘密文書」が存在した。協定本文以外の秘密の文言は次のように記されていた。「日本市場における外国製半導体のシェア二〇%にすることを米国の半導体業界が期待し、それを日本政府が認識し歓迎する」、と。日本政府は二〇%を保証、約束するとは明記しなかった。しかし、米国政府は確約されたものとしその実現を要求した。一九九一年新しい協定には、本文中にその二〇%が記述されている。「日本政府は外国系半導体のシェアが一九九二年末までに二〇%を超えるとの期待を米国の業界が持っていることを認識し、この期待が実現されうると考える。；両政府は外国系半導体のシェアを保証するものではないことを合意する」。

この数値をめぐる日米両政府による解釈の相違が論議の的となった。その輸入量の数値が保証されるものか、それとも努力目標でしかないのかで、まったく異なった解釈がなされた。その段階でも、日本政府はそれを約束でなく努力目標としか理解しなかった。USTRはそれが日米両政府の期待を表わし法的拘束力あるものと解釈した。輸出入の数値目標は自由貿易に反する。米国はそれを「管理貿易」であると充分に知りながら、なぜ数値目標を日本に突きつけたのであろうか。

一九七〇年代通産省は日本ではまだ「幼稚産業」である半導体産業を積極的に保護、育成した。一九八〇年代日本半導体企業はDRAMと呼ばれる半導体の大量生産に成功した。DRAMは情報を蓄える機能を持ち、様々な工業製品に使用された。日本企業は安価で高品質な製品を市場に供給し、米国企業の製品を市場から後退させてしまった。その結果、日米の半導体市場のシェアは一九八五年以降、その関係は逆転状態になった。そのため米国の半導体産業が衰退すると懸念された。世界市場におけるシェアでは、一九八三年には米国は五〇%弱、日本は四〇%であったものが、一九八七年には米国四〇%弱、日本五〇%とまったく立場が入れ替わってしまった。米国製品は日本市場でほとんど伸びなかった。さらに、半導体は軍事産業から生み出された製品であるだけに、日本製品に

依存することは米国の国防上重大な懸念材料でもあった。

四．米国の強硬態度、日本の防衛姿勢

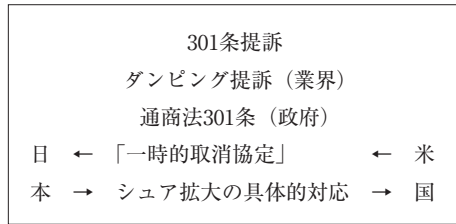
(一) 米国政府による対日戦略

政府の民間産業育成への方式は、米国では政府主導で輸入拡大に向けて介入する手法として採用され、そのことで日本が受け身の立場になる。この交渉を契機に米国は目標を設定し、輸入拡大を要求するようになった。これは自由貿易体制からかけ離れることになる。それまで何か貿易摩擦があれば、日本が自主規制し問題解決を図ってきた。半導体交渉以降、米国政府は日本政府へ数値目標を設定し、輸入拡大を求める方針に変更した。これが米国の対日通商戦略となる。

一九八五年米国は対日貿易赤字が拡大し債務国になる。一九八五年九月米国政府は通商法三〇一条の発動を「脅し」の材料に使う戦術を開始した。レーガン大統領は突破口として日本の半導体市場の開放を念頭に置いていた。

一九八五年六月S I Aは、「日本市場が開放されれば、米国製品はその三〇％を確保できるはずだ」と強硬に主張していた。彼らは通商法三〇一条に基づき提訴した。それが発動されると、報復関税、市場からの締め出しなどで日本からの輸出に打撃を与える。そこで、半導体業界を管轄する通産省機械情報産業局を中心に対策が講じられた。当時、日本の半導体メーカーやユーザーは米国製の高価で質の悪い半導体を購入できない、と米国に反論していた。通産省は日米両国の業界の会合を開催した。米国はさらなる攻撃をかけてくる。米国企業が日本企業のダンピングの証拠を根拠に提訴した。それは「競争相手より常に一〇％値引きするように指示し、しかも勝利するまで価格を戻さない」とする内容である。

図表 3：日米の一括取引



一九八五年六月から九月まで米国企業のダンピング提訴は続いた。一二月米国政府が行動を開始した。企業の提訴とは別に、米国政府はダンピング調査を決定した。これは米国政府の重大な決意を示すものである。通産省はこれまで通りに政府間交渉で解決する方針であった。米国は三〇一条を盾に市場開放を要求した。日本側は自由貿易を主張し、輸入の具体的数値を言明しなかった。そこで、米国側交渉団はひとつの取引を持ち出した。それは米国から「一時的取消協定 (suspension agreement)」である。これは米国での司法取引に類似するもので、今後日本がダンピングを行わない条件に提訴を取り下げ、その代わりに米国製品のシェアを拡大する対応策を日本側が講じれば、三〇一条を発動しないという一括取引といえる内容であった（図表3参照）。

(二) 日本側の譲歩（＝約束？）

ダンピング課税が実施されれば、日本製品の輸出は深刻な打撃を受けて米国市場から排除されかねない。日本企業は通産省に保護を求めた。通産省は大手半導体メーカーを集め対応策を協議した。その中でシェアの数値をめぐる具体的な議論が日本国内において初めて登場した。日本の半導体メーカーは購入可能な外国製品二〇％分の数値を捻出した。米国製品が日本市場でシェアを拡大したければ、日本企業の協力を必要とする。日本側の大手六社が購入に協力する前提で協定本文以外の秘密文書には次のように記されていた。「日本市場における外国製半導体のシェア二〇％にすることを米国の半導体業界が期待し、それを日本政府が認識し歓迎する」と。日本政府は二〇％を

約束するとは明記しなかった。しかし、米国政府は保証されたものとその履行を要求した。一九九一年協定には、本文中のその二〇％が明記されている。

「日本政府は外国系半導体のシェアが一九九二年末までに二〇％を超えるとの期待を米国の業界が持っていることを認識し、この期待が実現されうると考える。：両政府は外国系半導体のシェアを保証するものではないことを合意する」。

一九八六年三月日米の業界団体の協議がロサンジェルスで開かれ、その席上で初めて二〇％という数値が非公式の場で明らかになった。この席には通産省がオブザーバーとして参加していた。通産省は、大手五社の購入計画を米国側に伝え、公式見解でないが主要企業で一九・五％から二〇％までのシェアの達成は可能だと説明した。

もちろんその時点でも、通産省は相変わらず二〇％を履行すべき「約束」とは考えなかったし、二〇％自体が履行できる根拠や前提でもなかった。それはあくまでも各社の目標数値であってそれに拘束されない、と通産省は認識していた。その認識はあくまでも履行とは別であることは、米国側には伝わっていなかった。米国にとっては日本からの数字の提示はまさに「絶好の機会」であったのである。米国は、当然のごとく日本側からの二〇％という数値の説明を達成される、と確信した。

一九八六年五月二八日渡辺・ヤイター会談で米国は具体的なシェア問題を数値に絞って交渉した。実際、日本の大手五社の二〇％の数値は日本全体でならずと一三％にしかならなかった。米国側が日本市場全体の二〇％の確約を求めたため、交渉は暗礁に乗り上げた。通産省は輸入拡大に努力するが、数値の約束まではできないと再三繰り返した。日本側はシェアを確約できないが、米国業界の立場は理解できる、と渡辺通産相は表明した。それをヤイター代表は「要求を了承した」と解釈した。この会談を根拠に米国側は原則的合意があったと、シェア二〇％の履

行を日本政府に強く求めるようになる。

交渉期限を一月後に控えて、ある文案を用意して日本政府は最終協議に臨んだのである。その結果、日本から提示されたのが秘密の付属文書であった。「シェア二〇%という米国の業界の期待を認識し歓迎する」という一見「玉虫色」の文言は米国を妥結に踏み切らせた。この付属文書は通産省の米国への配慮をあくまでも文書形で表わしたものである。もしこれを公表すれば、日本の業界からの反発が予想された。だから、通産省は行政指導なしは通産省と業界の「良好な関係」を通じて穏便にことを運びたかった。「黒田、一九八九・第四章」。また、国会からも批判を受けることになってしまう。通産省も「秘密の約束」であったから、実行しなければならないと認識しなかつたし、実際に履行できるわけがなかつた。しかし、それは自己解釈にすぎなかつた。そのことはすぐに錯誤だとわかる。米国側は未公表文を交渉中のメモとするか、協定本文中に挿入したい、と要望した。これにも米国側の企図があつた。米国側の未発表文を「内部用資料」として説明に使うのでなく、まさに実際に「証拠」として利用したのである。

五. 交渉成立後

(一) 米国の再報復

一九八六年九月二日日米半導体協定は調印された。この結果、通商法三〇一条の発動とダンピング提訴は取り下げられるか、と考えられた。その後、日本市場での米国製半導体のシェアは伸び悩んでいた。一九八七年三月一九日米国上院本会議は日本への報復を全議員一致で可決した。四月一七日レーガン大統領は三〇一条に基づく報復関税を発表した。日本製のコンピュータ、電動工具、テレビに関税率一〇〇%、計三〇〇億ドルを科したのである。

これは日本が初めて受けた報復関税であった。それに対抗して、日本政府は米國政府の行動がG A T Tに違反しているので提訴すると通告した。しかし、日本政府は農産物問題のため提訴を回避しなければならなかった。日本政府は報復関税問題に対抗する術のないジレンマに立たされた。²⁾

一九九一年日米両政府は半導体協議の延長をめぐって新たな協定に調印し、報復関税を撤廃した。それにはシェア二〇%の数値は日本政府が保証するものではないという条件付だが、今度はその文言を協定本文中に明記されたのである。この協定は一九九六年まで継続される。

米國は制裁をもって妥協を迫らせた。つまり、米國政府は日本側に譲歩を迫る強引な手法を採用したのである。それには次のような米國の二つの基本的な姿勢がある。

第一は成果主義である。米國は日本に数値を掲げて輸入拡大を求め成果を獲得する。第二は一方的攻撃主義である。米國にとって成果が得られなかった場合、一方的に制裁を加えるやり方である。米國の論理のみが優先する。

日米半導体交渉では、米國側は日本の省庁（この場合、通産省）のもつ業界への影響力（例…行政指導、許認可権）を最初から見越している。通産省は米國の要求に過剰に応えなければならぬ状況に追い込まれた。数値目標を業界に自主的に求めた、と通産省は説明する。しかし、それはこれまでの対米輸出に際しての自主規制と同じである。それが米國製品の輸入促進に代わっただけである。通産省の業界への影響力があればこそ、数値目標の達成が可能となった。³⁾

米國の強い要求に通産省は業界に行政指導しなければならなくなる。米國政府は通産省と業界の密接な関係を認識したうえでこの戦略を採用したのである。米國政府は通産省と半導体業界の密着ぶりを見越した対応を実行したのである。米國側にとって軍事上も、ハイテク産業の重要性が高まる中で、特に通産省の育成事業と業界への介

入・指導が焦点となったのである。

(二) 協定後の状況

一九九一年新しい半導体協定後一年間米国製品シェアは拡大しなかったが、その後次第に伸張する。一九九二年末期限までに目標数値は達成された。米国政府は通産省の行政指導を市場開放のために利用し、日本政府に二〇%という目標を期限内に達成させる。さきに記したように、米国の二つの基本姿勢が達成されたのである。

もちろん、米国政府の数値目標を設定する戦術には米国内からも批判があった。それは自由貿易に反する行動だからである。しかし、日本に何かを要求し、実行を迫ろうとすれば、欧米諸国の規準では事態が進展しないならば、このやり方が日本には効果的でないかと考えるむきがある。日本を表わす言葉に「部外者 (outlier)」を使用する場合があった。それは、米国標準からすれば、その外に位置する国だという意味である。この「部外者」の事例が米国流の「公平性」を欠いた通産省の行政指導であったのである。その背景には、「日本は特殊だ」という修正主義 (revisionism) 思考があるからである。

半導体協定後、半導体をめぐる事情は様変わりした。三〇〇万個のトランジスタをひとつのチップに集積したマイクロプロセッサがパソコンに使用されている。それは付加価値の高い半導体である。米国のインテル社はマイクロプロセッサの知的所有権を開発し世界市場を独占する。日本企業はこの分野でまったく追いつけない状態である。半導体が高度化、多様化した現在、またマルチメディアなどの市場開放への対応に、産官学の一体化した共同研究を日本の業界は主張した。

半導体交渉で始まった米国側の通商戦略の手法、つまり制裁を「武器」に目標を設定して市場開放を求める手法

は、半導体分野に留まらず、それ以降の自動車、保険などあらゆる分野の交渉に向けられるようになった。

六、日米通商紛争の新展開

(一) 後日談

一九九五年一〇月二二日橋本通産相はカンター米国通商代表と会談し、その中で一九九六年に期限が切れる日米半導体協定の継続について協議し、橋本は「日本市場において外国製品のシェアが拡大しており、必要がなくなってきた」と打ち切りの意向を示した。カンターは「交渉の継続を望んでいる」と述べ、両国政府の見解の相違を改めて示した。S I Aは、日本の打ち切りが日本側の購入努力を低下させ、日本市場への輸出機会を保持するためにも日本政府に圧力をかけるようにU S T Rに要請し、U S T Rも同様な考えで行動したことは想像できる〔黒田、一九八九・二二三〕。一九九六年同協定は、日本の業界が強く反対したため更新されなかった。

一九九九年までの世界の半導体市場予測によれば、中国、台湾、東南アジア諸国などのアジア太平洋地域（日本を除く）の市場規模が一九九八年に日本を上回ることがはっきりした。アジア地域はパソコンなどの情報機器や家電製品などの民生用機器の生産拠点が立地し、同地域のメーカー向け出荷額は一九九八年には約三〇億ドル程度となり、日本のそれを上回った。日本市場の規模は一九九四年約三一〇億ドルであったが、一九九八年約四五〇億ドルになる。この時点で、アジア太平洋地域の市場規模は約四八〇億ドルとなつて日本を上回った。日本メーカーが円高に対応して家電製品を中心にアジア地域への生産拠点を移したことから、アジア各国の工場で使われる半導体が飛躍的に伸びた。豊富な労働人口を持つ中国を筆頭にアジア最大のパソコン生産拠点の台湾などで半導体需要が急増する。この結果、一九九四年から五年間で各地域向けの出荷額の年平均伸び率は、日本が約一〇％であるのに

アジア太平洋地域が二〇%を上回ると考えられた。

一方、世界全体では高水準の需要やメモリーなどの供給不足にもかかわらず、価格がさほど低下しなかったため、一九九四年の総出荷額は約一一〇〇億ドルで前年に比べて三〇%台に伸びたが、その後は半導体メーカーの設備投資のため供給が増えて需要単価が下がることから、出荷額の伸び率はやや落ちると予測された。また、日本以外のアジア諸国では、パソコン需要が好調な北米向けは一九九四年から五年間で年平均二〇%弱、欧州向けでは約一五%の伸びになる、と判断された。

一九九〇年代以降、日本メーカーは半導体輸出量ではかつての優位さはない。一九九六年をめぐりにNEC、日立製作所、東芝などの日本の半導体メーカー一〇社が大団結して通産省の後援を受けながら次世代の半導体技術を確立する新会社を旗揚げした。新会社とは別に研究組合も発足させ、政府からの支援を得て研究・開発を進めた。米国のメーカーの復活と、韓国、台湾のメーカーの躍進との板ばさみにある日本が官民挙げて競争力を回復させる試みであった。

(二) 日米半導体摩擦の新展開

一九九六年一月米国は日米通商摩擦問題で新たな動きに出た。日米通商紛争は①半導体協定の延長、②保険市場の開放、③フィルム市場での公正競争、④航空貨物の運航権である。④は一九九六年三月末に一応決着がついたが、他は未決着のままであった。

半導体協定は一九九六年六月二〇日で終了し、そのため日米間で事務レベルから次官レベルに格上げして交渉、協議された。米国は協定延長を要求した。その背景には、日本政府が日本の業界に外国製品を購入することを指導

し、業界もこれによって外国企業との協力関係を進められるからである。日本政府は協定がその使命を終了したので、以下の理由で自然消滅すべきである、と主張した。

① 日本市場における外国系半導体シェアがすでに増大した。日本市場での外国系半導体は一九九一年一六・二%から一九九五年三〇・二%まで増加している。

② 日本企業は欧米企業と合併会社の形や技術協力で親密になっているし、韓国、台湾とも技術協力し、メーカーの国籍では区別できない時代となった。

③ 世界の半導体市場における日本のシェアは縮小している。

日米半導体協定には意味はなくなつた。それに民間レベルでの協力づくりが優先されるべきであつて、そのうえで政府が関与すべきである、と日本政府は主張した。日米双方の見解には相違なきがあつた。

一九九五年日米の「自動車貿易競争」の頃から日米通商では対立は再燃した。ところが、日米構造協議のような論議の場ではなくなつている。対日赤字は大幅に縮小したので、米国の対日要求の根拠も希薄になつたかにみえた。だが、米国はアジアにおける貿易投資に関する大統領の諮問委員会を設置した。これは日本と中国のそれぞれの専門家の意見を聴取してアジア貿易への政策を提言する委員会である。米国のアジア重視へと考えが反映している。

日米摩擦への次のような教訓がある。「日米とも自らを省みずにお互いを非難し、相互に傷つけあつている。その結果、不利益を被るのは日本人である」と。米国の要求は理不尽なので、日本は「ノー」と主張する必要がある。「黒田、一九八九・二三〇―二三三」。ただ、通商紛争を解決したければ、日本側は場当たりの措置では限界があることを承知しなければならない。

日米半導体協定が締結された一九八六年から約一〇年間は日本の半導体産業は最盛期であつた。日本は世界の半

半導体の主要生産国であった。例えば、DRAMに関する限り、一九八〇年代において、日本は世界シェアの九〇％を占めた。ところが、一九九〇年代の初めから陰りが見えはじめた。一九九〇年代日本の半導体の出荷額世界シェアは五〇％近かったが、その後急速に低下し二〇〇〇年以降では二〇％台にまで下落した。

二〇〇一年七月SIAは同年五月の米国企業の世界半導体の販売実績が前年同月比四八％増の二四六億五〇〇万ドル（約二兆一六〇〇億円）に上り、単月では二か月連続で過去最高を更新したと発表した。韓国のサムスン社が同月七日発表した四月から六月期の連結営業利益の推計も過去最高水準にある。新興国需要が牽引する構図でIT（情報技術）産業は当面、好調を維持した〔日経新聞二〇一〇年七月七日〕。

七. 冷戦後の日米政治経済関係

（一）日米貿易交渉の背景と論点

冷戦時代では日米経済関係に軋轢が生じても、両国政府間に妥協が成立した。しかし、とくに冷戦後の世界戦略において、米国は対日政策を変更した。一九九〇年代以降、日本も経済構造の変化過程にあるため米国には容易に譲歩できなかつた。

日米包括経済協議（The Japan-U.S. Framework Talks on Bilateral Trade）は一九九三年から日米間の経済問題を幅広く協議するための交渉の場であった。分野別（自動車・半導体など）の交渉では米国が数値目標の設定を要求した。マクロ経済政策では、日本の経常収支黒字と米国の財政赤字のそれぞれの削減などが協議された。それはクリントン政権には、政権運営において、不可避の課題であった。

クリントン政権第一期の外交目標は、①国内経済の再建、②貿易を安全保障の最優先課題、③世界の経済成長に

向けてリーダーシップの發揮、④発展途上国の経済発展支援、⑤ロシア・旧ソ連諸国の民主化支援であった。米国の方針に日本が必ずしもそっていない、と米国側は考えた。米国の貿易赤字は一九九一年六六七億ドル、一九九二年八四五億ドル、一九九三年一三一〇億ドルと増加の一途を辿った。米国内の消費が活発になって輸入も多くなった。米国の財政赤字は一九九一年二六九五億ドル、一九九二年二九〇三億ドル、一九九三年二五四七億ドル、一九九四年二三四八億ドル、一九九五年一七六一億ドルであった。貿易赤字の半分は対日貿易によるものである。財政赤字はクリントン政権時代に大幅に減少したが、貿易赤字は増加したままであった。だから、米国は日本の黒字を減少させるために日米協議の枠組みをマクロ、分野別、地球規模の協力に分けた。

マクロ面では、日本は経常黒字の縮小、内需拡大・市場開放を求められた。分野別では、最も対立する内容があった。米国は財政赤字削減、貯蓄奨励・国際競争を目標とした。それは政府調達、規制緩和、自動車・部品、経済的調和、既存の合意・約束であった。地球規模の協力では、環境問題・テクノロジー交流、人口問題、エイズ対策であった。

重要なのは日本に対して数値目標を設定したことである。これはクリントン政権がはじめてではない。その前のレーガン政権、ブッシュ（父）政権でも自動車輸入規制で対立した。レーガン時代では一六八万台以下に抑制するまでで、後は市場に任せる制度であった。それは個々の分野で着手され、日米構造協議において全分野を包括的に協議され、日米間の貿易不均衡の是正を、一九八九年から一九九〇年まで計五回開催された二国間協議であった。一九九三年に「日米包括経済協議」と名前を変え、一九九四年から「年次改革要望書」への流れを形成した。

クリントン政権は各分野で目標を設定し、中間調査をして介入する。これを日本は「管理貿易」と批判した。レーガン・ブッシュ（父）の各政権では、冷戦時代のため安全保障体制が弱められることはなかった。クリントン政権

内部では、冷戦という制約が消滅したため、日本への「構造改革」という要請は外交、防衛、経済、通商などの各分野においてエスカレートする。⁽⁴⁾

(二) 日米交渉に影響した米国内事情

日米交渉は米国からの要求に対して日本の国益をどのように擁護するかという議論が多かった。クリントン政権以降、対日要求は強硬になる。

米国の課題は冷戦後の「戦後処理」、それに「経済復興」をいかに達成すべきかである。米国は冷戦のために膨大な軍事力を抱え、それが米国経済の足枷になった。それに対して日本は冷戦に大きな負担をせず、経済的に米国からの「恩恵」を受けてきた、と米国側は認識する。一九九二年の大統領選挙時点で、米国の失業は一九八〇年代の失業とは質を異にしていた。社会の中心となる世代の失業率が高かった。それに失業者も労働者だけでなく管理職もその対象になっていた。米国の経済成長と国際社会でのリーダーシップという二つの可能性の間にある業績回復は想像できるが、長期的な経済成長が一貫しないという点がある。米国経済は政策を管理する際に経済パフォーマンスだけでなく、選挙への対応と行動には重要な意味をもたらす。その点で、米国民には経済回復への切実な願いがあった [Thompson, 1995: 188]。

当然、クリントン政権は一九九三年から大胆な改善策を実行しなければならなかった。四年間で一四〇〇億ドルの財政赤字を削減する緊縮財政を実施しなければならない。また経済活性化のため、一九九三年一月に北米自由貿易協定 (NAFTA) を批准する。クリントン政権は米国経済再建 (＝雇用促進) のための大幅な改革を実行した。一九九三年米国の政策達成率 (法案成立率) は八六・四%であった。

当然、対外政策にも大きな変更があった。米国は日米交渉での管理貿易的な方針を堅持しつつ、かつ市場開放などを要求した。ただし、この措置は自由貿易体制の希薄化である。また、米国は軍事的にも超大国に執着しなくなった。

冷戦後、米国は強力な軍事力を有するが、世界情勢の中で泰然とした立場でいられなくなった。米国の各政権は国内の基盤が不安定である上に、世界情勢を考慮しつつ改革を実行しなければならない。日本は「自由貿易」を擁護するため「管理貿易」に抵抗を示し、米国の要求を受けいれられないと主張した。しかし、日本は経済に限らず政治・外交・軍事など安全保障上の多様な課題を負担しなくてはならなくなった。日本は、国益ばかりでなく、米国をはじめとする国際社会への貢献も求められる。米国の要求は日本にとって現在の問題解決だけでなく、将来の日本が世界にどう関わるかの試金石ともなる「関下、一九九六・第三章参照」。

ここで米国の通商交渉の姿勢は自由貿易から管理貿易にシフトしたのか、という疑問に回答しておかなければならない。自由貿易の考え方は放棄されたのであろうか。日米半導体交渉に関わった人物の思考から米国の意図を推論しておきたい。L・D・タイソンは、クリントン政権内で大統領経済諮問委員会委員長であった。彼女は日本のシステムを非難したことで有名な「日本異質論者」である。

彼女は、自由貿易を理念として認めるも、国益重視の現実主義者でもある。それは、防衛的であっても保護貿易主義的ではないと主張する、いわば「慎重な行動主義」であり。多国間ルールでは解決できない問題については、「公平・公正」な通商関係を尊重してそれを危うくするなら、その防止や補償のために米国の通商法を使用すべきとする立場である。⁵⁾そこには米国のハイテク産業を保護する自己本位な、重商主義的な考え方が投影している。反対に、外国の特定産業保護政策は米国の製造業者に被害をもたらす。その対抗策として、スーパー301一条には効

果があるとし、さらに二国間交渉に際しては外国企業による市場参入を承認する代わりにその企業の母国に市場開放を要求する「選択的相互主義」〔戦略的通商政策〕を採用すべきだと主張する「タイソン、一九九三」。この発想は、タイソンだけでなく、米国国益を最優先する政策形成者や議員の考えであろう。

(三) 米国による日本改造計画

米国はその経済的後退によって、とりわけ冷戦後自国の国際的地位の低下を余儀なくさせられている。貿易依存度は国家の経済規模の低下とともに上昇する。だから、そのことによって、米国は通商体制の再検討を謳うだけでなく、米国にとって都合のよい論理と相手国の「不当さ」を一方的に対抗措置で示すのである〔佐々木、一九九七…一二二―一二三〕。

一九九〇年から一九九一年の不況において、米国は第二次世界大戦後初めて中間層の失業を経験した。大統領は有権者を意識した中間層への雇用対策を採用しなければならない。まず、雇用の確保が先決であり、そのことは即、日本との貿易摩擦の解消次第である。一九九三年国内総生産(GDP)では日本はスイスを追い抜いて世界第一位(三三七五ドル)になった。米国は第六位(二四四一二ドル)であった。米国は自由貿易体制を堅持したくとも、独自の技術・経済力では日本にはかなわず、日本との協力を不可欠と考えた。それが日本に対する市場開放の要求となって現れたのである。

米国側は戦後の日米通商摩擦を個別的な協議から全面的な視点に立つて解決することを求めだしてきた。すなわち、一九九〇年代米国側からの「協議」という名による日本側に様々な改革要求となって現われた。ひとつは図表5にある日米構造協議(SI I、一九八九―一九九〇年)であり、もうひとつは図表6の日米包括経済協議(一九

九三（一九九六年）である。米国は、分野別協議では、市場開放に関する「客観的基準」とする数値目標の設定を要求した。日本は米国の要求を「管理貿易」と批判した。結局、一九九五年までに保険、政府調達品、自動車などの優先分野について合意が成立した。

一九九七年四月橋本・クリントン首脳会談は日本の規制緩和に関する新たな事務レベル協議の場を設けることで合意した。クリントン政権は日本の規制緩和の照準に定める姿勢を鮮明にした。一九九三年に開始した日米包括経済協議はクリントン政権の二期目になると日本側のシステム変更を要求する「構造協議」の色彩を濃くしてくる。

当時、日米の経済力は合計すると世界経済の四〇％強であり、アジア太平洋経

図表 5：日米構造協議の概要

項 目	内 容
①貯蓄・投資パターン	総額430兆円の公共投資10か年計画の策定。
②流通	大規模小売店舗法の見直しの改正法を見直す。米商品流通の円滑化。
③排他的取引慣行	独禁法の強化による排他的取引慣行を撤廃・系列取引の見直し。米商品の日本市場参入を促進。
④価格メカニズム	内外価格差の是正・公共料金のコスト構成を国際的な観点から検討し、適正化を促す。

図表 6：日米包括経済協議の枠組み

政策・協力	内 容
1. マクロ経済政策	日本の経常黒字削減、米国の赤字削減
2. 分野・構造的協定	①政府調達 コンピュータ・スーパーコンピュータ・衛星・医療技術・電気通信 ②規制緩和 競争政策・透明な手続き（金融サービス・保健・流通） ③主要セクター 自動車・自動車部品など ④経済的調和 直接投資・知的所有権・技術移転・長期的な取引関係 ⑤既存の合意 日米構造協議など
3. 地球的展望に立った協力	環境・技術・人的資源の開発・人口問題・エイズ

*首脳会談を年2回開催し、進展状況を点検する。

済協力会議（APEC）加盟国の中では両国は八〇%近くまでに達していた。世界経済にとって日米両国は重要な地位にある。日米関係が緊張すると為替レートが変動し、株式市場が過剰反応し、世界の金融市場も動揺する。日米関係の安定は世界経済にとって重要である。

日本は、戦後長く自由貿易体制の「招待選手」の立場から「開催者」への立場になっている。当然、日米関係は両国に共通の目標・利益を考慮しなければならない。それは世界の自由貿易体制を尊重することと関連する。日米のグローバル・パートナーシップでは、日本は米国と公正・公平で理解しやすい国にならないといけない、と言われている。これには日本国内において行政改革と規制緩和の抜本的な措置を必要とする。このことが日米関係の発展につながり、同時に世界に貢献することにもなるはずであった。だが、そこに米国側の論理が優先しなかったであろうか。

米国の通商法は自由競争を理念とする。その一方で、自国産業に対する保護を優先する伝統もある。自由貿易と保護貿易とを矛盾なく結合できる概念が「公正な競争」である。米国人の言う「不公正な競争者」に自由を与える必要はなく、そのような競争者を排除すべきである、と米国側は主張する。その論理は、市場の閉鎖性を「不公平」とし、そのような状況を是正し、米国産業を保護するのを当然視する「黒川、二〇〇一」。ただし、それは米国側の論理であって、客観的・公正な基準に照らしたものでないことに注意を払うべきである。

（四）米国の経済安全保障への取り組み

一九八〇年代初頭米国では、『大統領産業競争力協力会議報告（ヤング・レポート）』にそって、「自国の構成を高めるため、収穫増に着目して、競争関係に影響を与える政策」とする戦略的通商政策が実行されていた。この

図表7：通商政策の思想的類型

通商政策 の特 徴	国家の役割	
	自由放任	介 入
積極		重商主義 戦略的通商政策
中間	古典的自由貿易	
消極		保護主義

出典：浦野、2003：39

委員会は一九八五年に米国が産業競争力を強化する転機になったと言われる。これを契機に競争力強化策が提案された。

戦略産業における優位を人為的に創造することが課題となっていた。それは政策が経済安全保障の名のもとに輸出管理でなく輸出促進、経済制裁ではなく輸出・輸入規制をもって遂行された。それは重商主義・戦略的通商政策である(図表7参照)。そこには国家の役割として介入に重きが置かれる。その現象は、地経済学(geoeconomics)として、冷戦後における経済と軍事の重みの逆転現象として現れる[浦野、二〇〇三：三八―三九]。

日米貿易摩擦が政治問題化される際に、日米両国政府が摩擦に介入することで、いったん解決をみてきた。一九八〇年代になって、米国は対日輸出とそのため市場開放という政策に変更してくる。米国議会ではこの頃から日本の政治経済構造を改革しなければ、貿易摩擦を解消できないとし、それを政治問題化する。一九八五年中曽根レーガン首脳会談で開始されたMOS協議は日本市場の閉鎖性を打開する米国の意図の実現への第一歩である。さらに、一九八九年以降の日米構造協議からの市場開放を阻む「日本の政治経済構造」への取り組みを主題テーマとした。日米構造協議は日米通商交渉の新しい段階を意味する。「結果重視」を求める米国流のアプローチが目立った。日米貿易摩擦は日米の経済システム全体に関わる「システム摩擦」の様相となる[中本、一九九九：二一―二四]。

米国の対日「自由貿易政策」は国内の保護主義的な抵抗との折り合いをつけて変更してきたのに対して、日本の対米自由貿易政策は日本にとって米国市場の重要性に対応してきた。日本は、対米依存度ゆえに、自ら志向する

「自由貿易」を主張しなければならない。この日米間の差が過度に「政治問題化」する原因でもあった。なぜなら、日本の米国市場での成功は米国以外の第三国での成功に結びつくからである。米国市場での日本製品の評判が国際的イメージを高め、そのことによって第三国への輸出を促進する。その点でも米国市場は日本側には不可欠な存在である〔小倉、一九八二・一〇七―一〇九〕。

八・評 価

(一) 米国の管理貿易論

米国側は「同じ土俵での競争」を求める権利がある、と主張する。そのため、米国は二国間交渉での輸出の自主規制以上の一方的な市場開放や輸入の自主拡大を要求するようになった〔佐々木、一九九七・一三〇―一三二〕。これは、タイソンの主張する「選択的相互主義」と同義である。この間の事情を含めて米国側の主張はいくら自由貿易を擁護するとはいえ、米国政府がそのための基盤・条件整備、あるいは日本側に様々な自国企業にとって有利な条件を受け入れさせようとする。そのことは自由主義的な市場主義と説明できるのであろうか。つまり、米国の目的は「経済自由主義的な貿易体制」であっても、そのための手段は市場を管理する国家間の政治的提携を図りながら通商関係の枠組みを形成する「管理貿易」である、と説明できる。これは、日本のように官が民（大企業）を牽引する姿勢とは異なるが、民（大企業）の要請に従って官が通商環境を整備・指導する姿勢を採用する。米国は日本とは異なった意味での重商主義的な立場を採用していることになる。

本来「管理貿易」は貿易収支を一定範囲に管理することを意味し、輸入を制限（管理）する場合、相手国に一定の輸入（自国の輸出）を強制する場合（輸入自主拡大）がある。従来は前者の輸入を制限する場合を指したが、日

米半導体協定以降、後者のシェアの保証や行動計画 (action plan) のような購入 (数値) 目標の設定に転化したことに注目すべきである。また「相互主義」は、米国では、米国と同等な市場開放をすべきであることを意味する。「落合、一九九八・二二五」。その背景には、図表2で示したような、すべてに適用できるとは限らないが、この場合での米国内の政治構図がある。

「管理貿易」は、互恵主義や公正貿易という、主観的になりやすい用語をオブラートに包み「自由貿易」を推進するとの名のもとに、米国流の重商主義を合理化・正当化してきた。一九八〇年代ハイテク産業の重要性が明白になってくると、米国政府による相手国への介入による市場開放策や競争力強化策が次々と打ち出されることになった。それは「管理貿易」を当然視する戦略的通商政策を提唱する下地となる。その結果、米国の通商政策は自由貿易主義から「選択的相互主義 (＝重商主義)」へと変貌するのであった〔中本、一九九九：第一部第二章〕。

皮肉なことに、冷戦終了でかえって「防衛産業」の必要性は復活した。それは「国家の安全保障の利益に必要な国家経済へのより良き要素」と定義づけられる [Sheehan, 2005: 7]。この発想は冷戦終了以前からある。一九八〇年代後半、米国政府の通商政策においても、米国議会の立法においても、安全保障や国防に関係する法律の条項を強化し、防衛問題を重視してそれにそくして貿易や投資を規制する動きが強まったことがある。半導体問題においても、米国側には安全保障と国防上の考慮があった。それゆえ、一九八七年米国政府は日本側に協定違反をもって対日報復という強硬策を押し出した〔石川、一九九五・五二一―五三〕。

(二) 軍事技術と国益重視の日米の見解の相違

一九八八年包括通商法は「国防条項」の強化を意図する。その根底には、国防の要となる先端技術を自国で確保

する思考がある。例えば、安全保障上重大な理由があれば、大統領は対米輸出の自主規制を実施できる権限、米国企業の合併・買収を禁止できる権限も付与された（五〇二一条）。米国内では、半導体や工作機械について、国防や安全保障との関係で認識されている。日本は半導体を軍需産業としてではなく、あくまでも民需産業として開発してきた。だから、米国側の「国防条項」に基づく対日要求は、それまでその視点を意識しなかった日本側には唐突に感じる出来事であった〔朝日新聞一九八六年一月二四日参照〕。

しかし、その発想は冷戦終了以前から米国経済が低下し始めたころより、米国の経済力を安全保障の一環として取り扱われていたのである。米国民も「対日貿易赤字を深刻な問題」と捉えていた。米国の政府と議会は、経済安全保障という観点から、ますます米国産業を支援し、同時に日本の産業に対して政治的な圧力を加えてきたのである〔石川、一九九五・五八〕。

P・J・カツツェンシュタインは、官僚主導の政治的リーダーシップをフランス型と日本型に区別して説明する。フランス型は官僚のリーダーシップを強調する国家主導である。それに対して、日本型は官僚のリーダーシップをあまり目立たせない国家主導である〔Katzenstein, 1985: 21-23〕。米国側、とりわけレーガン政権以降の各政権は日本型官僚主導の手法を熟知し、まさにその手法を逆手に取ったのである。米国政府は、一見表面化しないが、日本の官僚が米国側の意を汲んで行動する期待を込めて圧力をかけてきたのである。

日本が技術立国として選んだ二つの方法がある。ひとつは民生部門と軍事部門の間の技術を融合させる方法であり、もうひとつは防衛装備の生産を民間産業の中に組み込む方法である。この方法は戦前から行われてきた。つまり、日本は国防上の目的と経済的利害を区別せず、技術力と生産力を同時に伸ばすことを国益とみなしてきた。それに対して、米国は、軍事目的を達成するために、民生部門の産業活動を適用することで、防衛上の技術開発を優

先してきた。日米両国には、国家の安全保障と技術育成の発想法が異なり、それは経済的利害の求め方の相違に繋がっている。日本は先端技術がなければ国家を強くすることができないとの認識のイデオロギーが官僚主導の通商政策を立案する際に根底にある。それは米国とは根本的に異なる国益観や政治文化となり、さらに経済安全保障思想を形成してきた。経済繁栄が国家の安全保障の方策であるとする見解は、米国では軍事と経済の安全保障をうまく統合できなかったのである〔サミュエルズ、一九九七：二二六―二二七〕。

ただ、このことは日本異質論を意味するわけではないことにも注意を要する。日本の技術や経済への安全保障観、そこから導き出される国家戦略は、欧米諸国の思考や実践形態とまったく異なるものではない〔サミュエルズ、一九九七：九六―九七〕。

米国の競争力がある産業・企業は対日市場の開放を、他方競争力のない産業は日本からの輸出抑制を、米政府からの圧力を利用して要求した〔石川、一九九五：一五七〕。この要求は個々バラバラにあったのではない。米政府からの対日圧力は通商戦略、通貨戦略、それに軍事戦略などは軌を一にした方針である。そこには日米の経済安全保障観のちがいが根底にある。すなわち日本では民生部門と軍事部門の技術の融合があるが、米国にはそれが不在である。それゆえ、米産業界からの要請を受けた米政府が日本側に外圧という手段を採用する。

むすびに代えて

二〇〇一年一月G・ブッシュ（子）政権が誕生した。日米両国は新たな関係を構築する段階に入った。ブッシュ政権は安全保障では早い段階で対話を打ち出した。一見日米関係は穏やかにスタートを切ったかに見えた。しかし、米国の景気減速や、日本との経済分野の貿易摩擦も懸念された。平沼経済産業相がエバンス商務長官と会談し、日

米経済関係の新たな枠組みを提案した。この提案のポイントは、日米双方の省庁次官級の経済対話、それに政府の次官級・民間の対話の場を設定することにあった。官民による対話は次官級メンバーと経済界リーダーが参加した。テーマは構造問題、規制緩和、対日投資である。

ブッシュ政権の経済チームは、オニール財務長官、エバンス商務長官、ゼーリック通商代表、ミネタ運輸長官、リンゼー補佐官、カード首席補佐官であった。この経済チームはどのように日米経済関係を見ていたのか。リンゼーはこれまでの個別の対日政策を批判し、バブル経済後の不振にある日本経済の再生のため、財政赤字の削減と構造改革が重要だと主張した。ミネタは日米自動車協定がなくなったことや、日本の公共事業への参入できない強い不満を述べた。彼は自動車協定の延長を要求し個別交渉を支持した。エバンスは日本側の提案を支持したが、対日貿易赤字の拡大や自動車貿易で懸念を示した。カードは日米自動車交渉では業界代表であった。日本への制裁を強く求めた。ゼーリックは議会の強い求めに応じて閣僚級のままに据え置かれた。そのことは米国の通商政策は議会の圧力に左右されるのに変わりはないことを意味する。自動車業界から日本への規制緩和や市場開放を求める意見が出ていた。鉄鋼業界は日本からの鉄鋼輸入の警戒感を示した。ブッシュ(子)政権になっても「選択的相互主義」(タイソン)を堅持する姿勢に変更はなかった。

ブッシュ政権は日本との関係悪化を避けることを明言した。しかし、米国経済が悪化し、対日貿易赤字が拡大すると、経済摩擦が生じることは避けがたかった。かつての半導体の貿易紛争の経験から、いったん摩擦が起きると、その解決にはたいへんな努力が必要となる。それが取捨されても、根深い不信感だけは残る。日米両国の首脳による対話を通じて、新たな日米関係をめざすことは対立を防止する緩衝の役割ともなる。これは現在でも「その通り」と述べられてもよいであろう。日本は「特殊な国」「異質な国」なのだから、自由競争を適用する必要がないとす

る「日本見直し論 (revisionism)」が再度台頭し、力でねじ伏せようとする意見が出ると考えたほうがよい。「フアローズ、一九八九参照」。

ただ、忘れてはならないことがある。R・J・サミュエルスによれば、日本では国家（この場合、官僚と言いついてよい）は保証者として行動する。市場における国家の力は、相互同意に基づいてお互いに調整しあうプロセスの中で強化あるいは制限されている。官僚という制度のもとで、国家と民間の利害調整を反復する中で、官僚は市場の管轄権を得る一方、それを支配下におくことが拒否されてきた。それゆえ、国家官僚は市場（企業）と交渉するのである。そのシステムがあるがゆえに米国に従うことが可能であった「サミュエルス、一九九七・三四三」。その点を斟酌すれば、米国も日本も異なるタイプの重商主義を採用することが両国に利益になる。

現在、米国との関係において、日本の経済的地位は今や、中国に取って代わられる事態になり、米中貿易摩擦が焦点になっている。その点では時間（的な経過）が日米経済摩擦を削減する結果となったとはいえ、日米半導体交渉は単なる歴史のひとつコマではない。日米両国はそれぞれ国力、国際環境、相互依存関係が当時とは変わってしまったとはいえ、米国側はTPP交渉における対日戦略でも「選択的相互主義」を基本姿勢に採用するだろうか。その意味で半導体をめぐる日米交渉過程は、一九九〇年代に変化した日米貿易摩擦の前哨戦である、すなわち現在の日米通商関係のそれであることを物語っている [Hook, Gilson, Hughs, Dobson, 2001: 112]。

注

- (1) 通商法三〇一（いわゆるスーパー三〇一）条は一九八八年に施行された「包括通商競争力強化法 (Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act) の対外制裁に関する条項のひとつである。通商法三〇一条は貿易相手国の不公正な取引慣行に対して当該国と協議することを義務づけ、問題が解決しない場合には制裁を科す条項を強化した法律である。不公

正な貿易慣行や輸入障壁がある、疑われる国を「優先交渉国」と特定し、米国内政事情もレーガン政権による強硬な主張となつて現れたのである。

- (2) 一九八六年に米国中間選挙があり、貿易問題が争点化され、民主党が勝利した。米国内政事情もレーガン政権による強硬な主張となつて現れたのである。
- (3) その事情には日本の官僚のもつ行動原理が二つあるからである。①自ら担当する業界に何か問題が生じたとき、積極的に解決を図ろうとする前向きな姿勢がある。②自ら担当する業界に影響下におきたい。なお事実上、米国から「二〇%の約束」については、日本政府は米国側の期待値であつて日本側の輸入目標値ではないことを第一二六回衆議院商工委員会審議での政府答弁でも再確認している。

- (4) 軍事上の日米安全保障の同盟関係については、古田、二〇一三を参照。

- (5) 米国では、政府高官や民間企業経営者は国による産業政策主導には表向きには否定的であるが、米国内外の研究者・実務家は国防の観点から様々な産業への規制メカニズムがあることを指摘している [Gourvitch, 1986: 51]。

- (6) 例えば、J・シユンペーターは、技術こそが経済競争力の核心であるとし、そのためには「資本主義が存続するのは、エリート官僚による強力な政治的な駆け引きと綿密な管理・監督・経営を必要する」と官僚のリーダーシップを強調している。F・リストは、製品の国産化の推進、国内企業の育成と技術の開発の努力がいかに重要であるかを説いている。この思想は、経済安全保障において、重商主義の必要性があることを根拠づけている。P・エヴァンズは韓国、ブラジル、インドの例を用いて国家の役割を説明している [Evans, 1995: 128ff]。

欧語文献

- J. A. Amyx. Japan and the Evolution of Regional Financial Arrangements in East Asia. Krauss and Pempel, 2004.
- W. T. Bernhard, J. L. Broz, and W. R. Clark (eds), *The Political Economy of Monetary Institutions, An International Organization Reader*. Massachusetts, 2003.
- Th. U. Berger, Mike M. Mochizuki, and J. Tsuchiyama, *Japan in International Politics. The Foreign Policies of an Adaptive State*.

- London, 2007.
- M. R. Brewley, The Political Economy of Balance of Power Theory, Paul, Wirtz and Fortmann, 2004.
- S. G. Brooks, W. C. Wohlforth, *World out of Balance. International Relations and the Challenge of American Primacy*, Princeton, 2008.
- B. Buzan, O. Waever, Jde Wilde, *Security. A New Framework For Analysis*, London, 1998.
- P. Evans, *Embedded Autonomy. States & Industrial Transformation*, Princeton, 1995.
- G. D. Hook, J. Gilson, Ch. W. Hughes, H. Dobson, *Japan's International Relations. Politics, economics and security*, 3th ed., London and New York, 2012.
- I. Elowitz, *Introduction to Government*, New York, 1992.
- P. Gourevitch, *Politics in Hard Times. Comparative Responses to International Economic Crisis*, Ithaca and London, 1986.
- R. Jackson, G. Sorensen, *Introduction to International Relations. Theories and Approaches*, Oxford, 1999.
- B. D. Jones, *The New American Politics. Reflections on Political Change and the Clinton Administration*, Cummos Hills, 1995.
- P. J. Katzenstein, *Small States in World Markets: Industrial Policy in Europe*, Ithaca, 1985.
- E. S. Krauss and T. J. Pempel, *Beyond Bilateralism. U.S.-Japan Relations in the New Asia-Pacific*, California, 2004.
- T. V. Paul, J. J. Wirtz and M. Fortmann (eds), *Balance of Power. Theory and Practice in the 21st Century*, Stanford, 2004.
- T. J. Pempel, Unsteady anticipation: reflections on the future of Japan's changing political economy. T. V. Paul & J. A. Hall(eds), *International Order and the Future of World Politics*, Cambridge, 1999.
- T. J. Pempel, Challenges to Bilateralism: Changing Foes, Capital Flows, and Complex Forums, Krauss and Pempel, 2004.
- F. M. Rosenbluth and M. F. Thies, *JAPAN TRANSFORMED. Political Change and Economic Restructuring*, Princeton, 2010.
- M. Sheehan, *International Security. An Analytical Survey*, London, 2005.
- W. R. Thompson, Foreign Policy, the End of the Cold War, and the 1992 Election, Jones, 1995.

邦語文献

- 石川博友『日米摩擦の政治経済学—プラザ合意から一〇年』ダイヤモンド社、一九九五年
- 稲田義久『日米経済の相互依存のリンク・モデル』日本評論社、一九九一年
- 浦野起央『安全保障の新秩序 国家安全保障再考、テロ・環境・人間の安全保障』南窓社、二〇〇三年
- NHK取材班『NHKスペシャル 日米の衝突—ドキュメント構造協議』日本放送協会、一九九六年
- 大矢根聡『経済摩擦による国際レジームのガバナンス化：コンストラクティヴの観点による日米・韓米半導体摩擦（一九七七—一九九七年）の事例分析』（二〇〇一年）<http://www.lib.kobe.ac.jp/handle-gaku/D2002515>
- 大矢根 聡『日米半導体摩擦—通商交渉の政治経済学』有信堂高文社、二〇〇二年
- 小倉和夫『日米経済摩擦 表の事情ウラの事情』日本経済新聞社、一九八二年
- 落合浩太郎『改訂 日米経済摩擦—全体像を求めて—』慶應義塾大学出版会、一九九八年
- 外務省「日米通商交渉の歴史（概要）」www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gaiko/pdfs/j_us_rekishi.pdf
- 黒川修司『ハイテク覇権の攻防 日米技術紛争』東信堂、二〇〇一年
- 黒田 眞『日米関係の考え方 貿易摩擦を生きて』有斐閣、一九八九年
- 桑田義弘『日米同盟下の両国半導体競争』『経済論叢（京都大学）』第一四五巻一・二号、一九九〇年一・二月
- 経済社会総合研究所「第四章 日米貿易摩擦」http://www.esri.go.jp/prj/sbubble/history/analysis_ol_ol_04.pdf
- 佐々木隆雄『アメリカの通商政策』岩波新書、一九九七年
- 関岡英之『拒否できない日本—アメリカの日本改造が進んでいる』文春新書、二〇〇四年
- 関下 稔『競争力強化と対日通商戦略 世紀末アメリカの苦悩と再生』青木書店、一九九六年
- サミュエルズ、R・J、奥田章順訳『富国強兵 技術戦略にみる日本の総合安全保障』三田出版会、一九九七年
- サミュエルズ、R・J、廣松 毅訳『日本における国家と起業—エネルギー産業の歴史と国際比較』多賀出版、一九九九年
- タイソン、ローラ、竹中平蔵監訳・阿部司訳『誰が誰を叩いているのか』ダイヤモンド社、一九九三年
- 高乗正行『電子部品流通のイノベーターがつづるグローバル時代の半導体産業論』日経BP社、二〇一一年
- 中野剛志「T P P参加の是非」『視点・論点』NHK総合二〇一一年一〇月二二日放送

- 中本 悟『現代アメリカの通商政策 戦後における通商法の変遷と多国籍企業』有斐閣、一九九九年
- 日本経済新聞「半導体需要 世界で拡大」二〇一〇年七月七日
- ハンチントン、サミュエル・P、鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、一九九八年
- ハンチントン、サミュエル・P、鈴木主税訳『文明の衝突と二一世紀の日本』集英新書、二〇〇〇年
- フクシマ、グレン・S、渡辺 敏訳『日米経済摩擦の政治学』朝日新聞社、一九九二年
- 船橋洋一『日米経済摩擦 その舞台裏』岩波新書、一九八七年
- 古田雅雄「戦後史における日本の安全保障の変遷をめぐる議論の整理―日米安保体制の定着、変容、拡大について」『奈良産業大
学紀要』第二九集、二〇一三年三月
- ファローズ、J、大前正臣訳『日本封じ込め―強い日本 vs. 巻き返すアメリカ』阪急コミュニケーションズ、一九八九年
- 宮田 律『軍産複合体のアメリカ―戦争をやめられない理由』青灯社、二〇〇六年
- 湯之上隆『日本「半導体」敗戦』光文社、二〇〇九年